

《 タイの集積地をどう活用するか② 》

2016年2月18日
No.2015-049

タイ・プラユット政権の新成長戦略

— 国際競争力強化のためのクラスター政策をスタート —

調査部 上席主任研究員 大泉啓一郎

《 要 点 》

- ◆ プラユット政権は、2015年8月の内閣改造以降大胆な経済政策を相次いで発表している。短期的には景気低迷脱却のための刺激策をとる一方で、中期的には高所得国への移行を目的とする産業育成策をスタートさせた。これは、経済社会の底上げと国際競争力の強化を同時に進めるというプラユット政権の新成長戦略といえる。
- ◆ 政府は、国際競争力を強化する10業種を指定し、これらの集積を特定の地域で促すというクラスター政策を発表した。当面は、①自動車・部品、②電気・電子・通信機器、③環境に配慮した石油化学・化学製品、④デジタル産業の4業種を「スーパークラスター」と位置付けて優先して育成する。また、⑤農産物加工と⑥繊維・衣服も、引き続きタイの経済社会にとって重要であるとの観点から「一般クラスター」として支援する。
- ◆ このクラスター形成に際して、政府は外国資本の協力を期待している。外資誘致のため、最長15年間の法人税免除や、外国人専門家の個人所得税の免除や長期滞在ビザの付与など、これまでになく手厚い優遇措置を検討している。また、基金の設置や大学との連携など、周辺環境の整備も急いでいる。クラスターを支える知的基盤産業や物流関連産業にも優遇措置を設ける。
- ◆ スーパークラスターの対象地域が日本企業の集積地と重複していることを考えれば、日本企業は自らの拠点の生産性向上への活用を検討すべきである。また、クラスター政策を支えるインフラ整備や人材育成を、日本政府のインフラ輸出支援や大規模な人材育成支援とリンクさせることで新しい事業につながる可能性もある。

(会社概要)

株式会社日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名称: 株式会社日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp>)

創立: 1969年2月20日

資本金: 100億円

従業員: 2000名

代表取締役社長: 瀧崎正弘

理事長: 高橋進

東京本社: 〒141-0022 東京都品川区東五反田3丁目18番1号 TEL 03-6833-0900(代表)

大阪本社: 〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 TEL 06-6479-5800(代表)

本件に関するご照会は、調査部・大泉啓一郎宛てにお願いいたします。

Tel: 03-6833-2454

Mail: oizumi.keiichiro@jri.co.jp

1. プラユット政権の二つの成長戦略

(1) 景気刺激策

2014年5月の軍のクーデター以降、タイはプラユット暫定政権の指揮下にある。2015年9月に憲法改正案が否決されたため、少なくとも2017年半ばまでプラユット政権が政治経済の運営を担当することになった。

プラユット政権は民政移管までの暫定政権であるものの、発足当初から様々な経済政策を実施してきた（大泉（2014））。とくにタクシン政権時代の経済政策のブレインであったソムキット氏が副首相に就任した2015年8月の内閣改造以降、大胆な短期・中期の経済政策を発表している。日本企業は、これらの経済政策を自らの経営に効果的に活用していくよう注意を払うべきである。

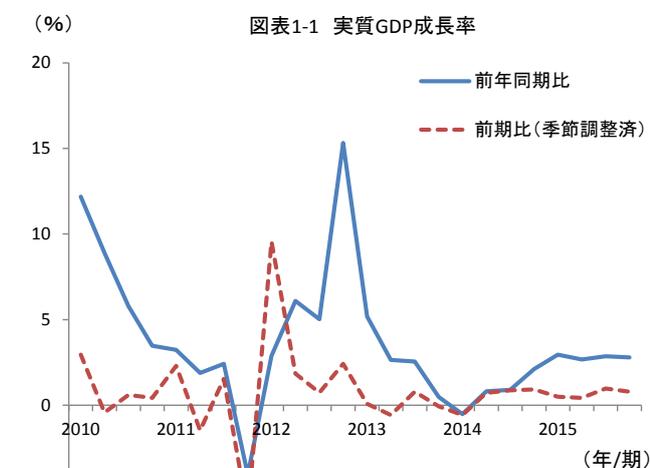
内閣改造以降の経済政策は、景気低迷からの脱却を目的とした短期的な政策と、高所得国への移行を目指す中期的な政策という二つの政策から構成される。

図表1-1が示すようにタイの景気は近年低迷している。政局安定は成長にプラスに寄与したものの、2013年の景気刺激策（自動車購入の税還付や最低賃金の大幅引き上げ）の反動に加え、一次産品の国際価格の下落、干ばつ、最大の輸出先である中国経済の減速などが主な要因である。

このような景気低迷を脱却するため、タイ政府は、9月以降大規模な景気刺激策を実施してきた。

図表1-2は、主な景気刺激策を整理したものである。

2015年9月1日の閣議では、①村落基金を通じた貸付拡大、②行政区ごとの公共事業予算の増額、③1件100万バーツ未満の政府調達加速に対して、総額1,400億バーツを投じることが承認された。これらの政策は、一次産品価格の下落や干ばつに苦しむ農家・農業の救済支援でもある。ついで9月8日の閣議では、総額2,000億バーツの景気刺激追加策として、①政府貯蓄銀行を通じた低利融資、②小規模企業信用保証公社による信用保証、また、減税措置として③中小企業の法人税減税（2会計年度で10%）、④新規設立の中小企業の法人税免除（5会計年度）が承認された。これらはいずれも中小企業の支援策で



(資料)NESDB

図表1-2 プラユット政権の景気刺激策(閣議決定)

2015年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・村落基金への融資(一村落100万バーツを超えない範囲):約600億バーツ ・各行政区(タンボン)へ500万バーツの予算配分:約393億バーツ ・政府調達の予算消化加速(100万バーツを超えない範囲で):約400億バーツ
9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府貯蓄銀行から低利融資:約1,000億バーツ、金利4%、貸付期間7年 ・小規模企業信用保証公社を通じた信用保証:総額1,000億バーツ ・中小企業の法人税引き下げ(2年間10%) ・新規設立の中小企業(2015年10月1日~16年12月31日登録対象)に法人税免除(5年間)
10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者・中所得者向けローンの条件緩和:約100億バーツ ・移転手数料・担保手数料の引き下げ(価格の0.01%) ・300万バーツ以下の住宅購入に対して5年間の個人所得税控除
11月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ゴム製品生産者向け資金支援:約150億バーツ
2016年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・村落・都市の共同体に、インフラ整備や機械の購入のために、それぞれ最大50万バーツの資金支援:約350億バーツ

(資料)各閣議決定より作成

ある。このような短期的な景気刺激策は、農家や中小企業という低所得層支援を通じて経済社会を底支えすることも目的としている。

さらに、10月13日の閣議では、不動産市場活性化策として、①低所得者向け低金利住宅ローンの拡大（約100億バーツ）、②譲渡・抵当登記手数料の引き下げ（0.01%へ）、③300万バーツ未満の住宅購入費用の個人所得税控除が承認された。ここでも低所得層の支援が強調されている。11月3日には、1ライ当たり1,500バーツの現金給付を行うゴム園農家支援（約131億バーツ）が承認され、2016年1月26日には、村落・都市共同体のインフラや機械購入のために総額350億バーツの資金支援を行うことが承認された。

（2）競争力強化策

他方で、「第12次国家経済社会開発計画（2017～2021年）」の検討が大詰めを迎えるなか、国際競争力を強化する中期成長戦略も急速に具体化してきた。同計画の最終案はまだ発表されていないものの、これまでのNESDB（国家経済社会開発庁）やBOI（タイ投資委員会）のさまざまな会議での発表を踏まえると、高所得国への移行戦略が明示される見込みである。

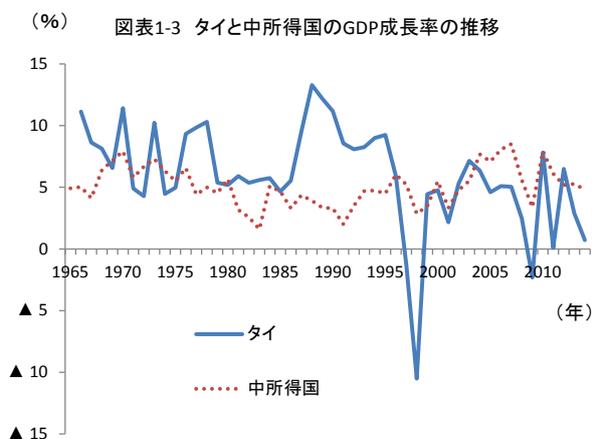
たとえば、NESDB（2015）は第12次5カ年計画の実質GDP成長率の目標を5.0%とし、タイが2026年頃に世界銀行が定義する「高所得国」に移行したいとした。そして、その実現には、「中所得国の罠（middle income trap）」を回避することが必要である。中所得国の罠は、世界銀行が2007年に発表した『東アジアのルネッサンス（An East Asia Renaissance）』のなかで提示した概念で、労働集約的産業・天然資源集約的産業で成長してきた中所得国が、技術革新や産業構造の高度化、人材育成などへの努力を怠れば、高所得国への移行が困難になるというものである（World Bank（2007））。

1970年代以降のタイの経済成長率をみると、1970～2000年の年平均成長率は6.6%で中所得国の平均成長率4.6%を2%ポイント上回ったのに対して、2000～2014年の年平均成長率は3.9%と、中所得国の5.9%を2%ポイント下回っている（図表1-3）。

中所得国の罠を回避し、高所得国へ移行するためには、産業構造の高度化が不可欠であ

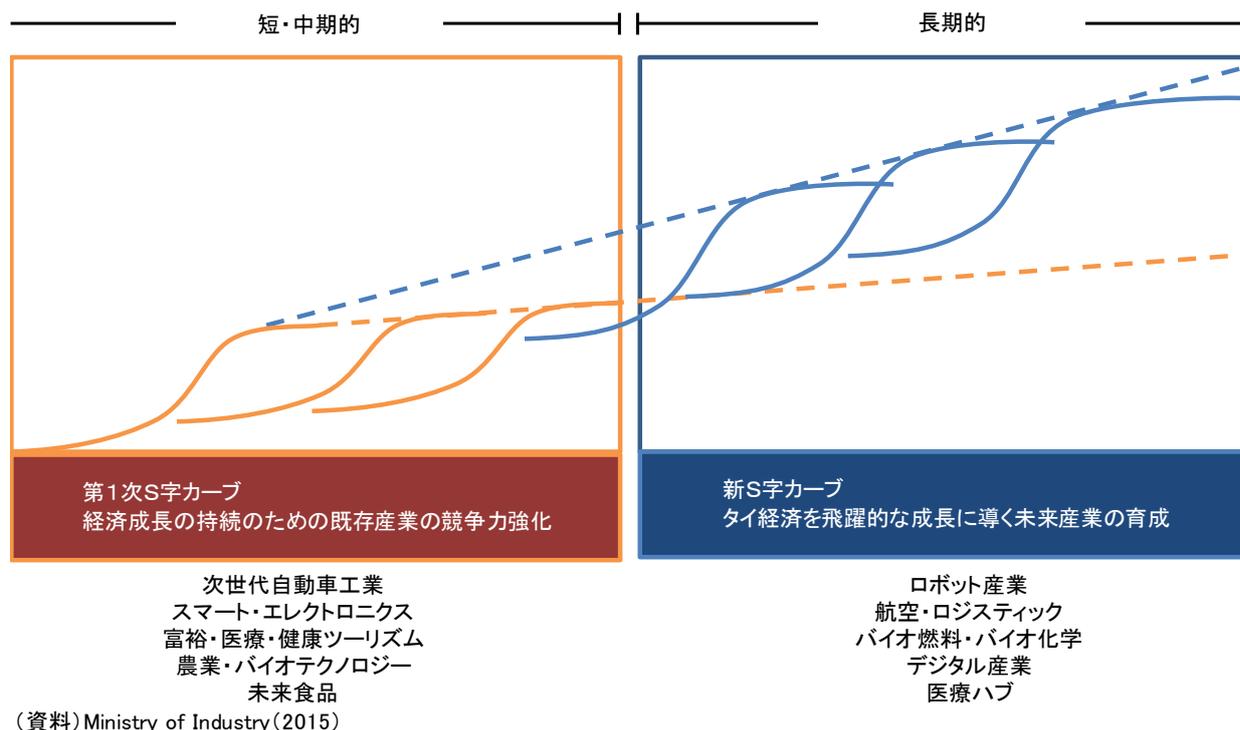
るとの観点から、2015年11月17日の閣議において、成長をけん引する産業として以下の10業種を承認した。①次世代自動車工業（Next Generation Automotive）②スマート・エレクトロニクス（Smart Electronics）、③富裕・医療・健康ツーリズム（Affluence, Medical & Welfare Tourism）、④農業・バイオテクノロジー（Agriculture and Biotechnology）、⑤未来食品（Food for the Future）、⑥ロボット産業（Robotics）、⑦航空・ロジスティック（Aviation and Logistics）⑧バイオ燃料・バイオ化学（Biofuels and Biochemical）、⑨デジタル産業（Digital）、⑩医療ハブ（Medical Hub）である。

政府は、このうち①～⑤を既存産業、⑥～⑩を未来産業と区分し、時期を分けて育成する計画を示した（図表1-4）。



（資料）World Bank, World Development Indicators

図表1-4 育成10業種と育成期間



短期・中期的には、①～⑤の産業育成することで経済成長の持続を確保し（図表の第1次S字カーブに相当）、長期的には⑥～⑩の未来産業を育成することでタイ経済の飛躍的な成長を実現し（図表の新S字カーブに相当）、高所得国へ移行するという計画である。

2. クラスター戦略がスタート

(1) クラスター戦略とはなにか

上記の産業の育成策として、タイ政府は2015年9月に「クラスター政策 (Cluster policy)」を発表した (BOI (2015))。クラスター政策とは、指定産業の育成と競争力強化を、それに適した地域において集中的に進める政策をいう。

現時点 (2016年2月時点) では、①自動車・部品、②電気・電子・通信機器、③環境に配慮した石油化学および化学製品、④デジタル産業を「スーパークラスター」¹、⑤農産物加工、⑥繊維・衣服を「一般クラスター」²を対象とするとしている。

③環境に配慮した石油化学・化学製品が、前述の10業種に含まれていないにもかかわらず、スーパークラスターの対象に指定されたのは、現時点において同製品がタイの主要輸出品であるためと考えられる。また閣議決定では未来産業に指定されたデジタル産業が、スーパークラスターの対象

¹スーパークラスターの対象となる4業種であれば、すべてが優遇措置を受けられるわけではない (詳細は、BOI もしくはJETRO『通商弘報』「産業クラスター政策は3種類に区分」(2016年1月22日)添付資料参照 (https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=21861940)。食品研究開発区 (フード・イノボリス) や医療ハブも「スーパークラスター」に含まれる見込みである。

² タイでは「その他クラスター (other cluster)」となっているが、本稿では「一般クラスター」と呼ぶ。

となったのは、近年世界中で起こっている急速なデジタル社会への対応がタイにも不可欠と判断したからだろう。なお、クラスター政策の対象は今後変わる可能性がある。

このようなクラスター形成による産業育成策は、実はタイにとって新しい戦略ではない。2000年代初頭にクラスター戦略の祖であるハーバード大学のマイケル・ポーター教授を顧問に招いて、育成産業の選定とクラスター形成のための施策を検討したことがある（末廣（2009））。当時は、①食品加工、②自動車組み立て、③ファッション産業（繊維・衣類、宝石・宝飾品、皮革）、④観光産業、⑤ソフトウェア開発の5業種が指定された。しかし詳細な政策は作成されず、その後の政局不安のなかで政策そのものが立ち消えになった³。

（2）クラスター対象地域と優遇措置

図表 2-1 は、スーパークラスター対象地域を図示したものである。①自動車・部品、②電気・電子・通信機器の対象地域は同じ7県（アユタヤ県、パトゥムタニ県、チャチュンサオ県、チョンブリ県、ラヨン県、プラチンブリ県、ナコンラチャシマ県）である。③環境に配慮した石油化学・化学製品は、チョンブリ県、ラヨン県である。これらはいずれもバンコク周辺の県である。他方、④デジタル産業は、バンコク周辺ではなく、北部のチェンマイ県と南部のプーケット県を対象とする点で異なる⁴。

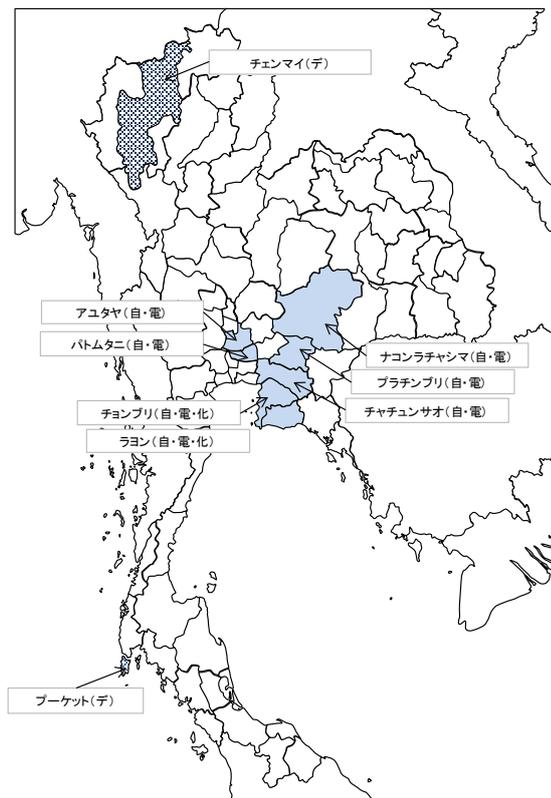
スーパークラスターに該当する投資については、最長8年間の法人税免除と、その後最長5年間の法人税の50%免除を受けることができる（図表 2-2）。さらに、未来産業に関わるもので、とくに重要と認められた投資については、財務省が10～15年間の法人税免除を検討する。

高い技術力を有するとみなされた外国人は、個人所得税が免除され、長期滞在が認可される。クラスター政策が、企業誘致だけでなく、人材獲得にも目を向けていることがわかる。

他方「一般クラスター」である農産物加工や繊維・衣服についても、3～8年の法人税の免除とその後5年間の50%免除が適用されている。このことは、タイがいまだ労働集約的な産業も必要としていることを示すものである。

さて、クラスター政策では、クラスターを支える①知的基盤産業（研究開発や設計、人材育成センターなど）や②輸送関連産業（鉄道、港湾、物流センターなど）への投資にも優遇税制が適用さ

図表2-1 スーパークラスターの対象地域



（注）自：自動車・自動車部品、電：電子・電気・通信機器、化：環境に配慮した石油化学・化学製品、デ：デジタル産業
（資料）日本総研作成

³タイの自動車の集積地を「アジアのデトロイト」と呼ぶことがあるが、これは当時の自動車クラスターのネーミングである。

⁴ デジタル産業は、ソフト開発や映画撮影などを対象としている。

図表2-2 投資優遇措置

れる。

タイ政府も、資金面や人材面でクラスター政策を支えるよう支援する。

2015年12月22日の閣議で、クラスター政策を支える基金（100億バーツ）の設立が承認された。また、「人材移行戦略（Talent Mobility）」として、官僚や大学研究者を民間企業へ派遣する制度を検討している。

	スーパークラスター	一般クラスター
税制面	<ul style="list-style-type: none"> ●8年間の法人税免除とその後5年間の50%免除 ●さらに重要とみなされた業種については10-15年間の法人税免除を検討 ●設備・機械の輸入関税の免除 ●特別区で働く高い技術力を有する外国人の個人所得税免除 	●3-8年の法人税免除とその後5年間の50%免除
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●高い技術力を有する外国人に長期滞在認可を検討 ●奨励地域での活動を目的とする土地の所有権の取得を認可 	

(資料)BOI, *New Investment Promotion Measures*

3. 日本企業はいかに対応すべきか

このようなクラスター政策は、日本企業の活動とどのように関係するだろうか。

図表3-1は、日本企業の認可投資累計件数（1973-2014）を、一般機械・輸送機器、電気機械、化学・製紙の3分野に区分し、県別に件数の多いものから並べたものである。クラスター政策における①自動車・部品の対象地域を一般機械・輸送機器の順位と比較すると、サムットプラカン県を除き、上位の県と重複していることがわかる（クラスター政策の対象地域は網掛けした）。同様に、②電気・電子・通信機器を電気機械と、③環境に配慮した石油化学・化学製品を化学・製紙と比較すると、日本企業の集積する県とクラスター政策が対象にする地域が重なっていることが確認できる⁵。

図表3-1 日本企業の認可投資件数地域別ランキングとクラスター地域

	一般機械・輸送機器(自動車・部品)		電気機械(電気・電子・通信機器)		化学・製紙(環境に配慮した石油化学・化学製品)	
1	チョンブリ	830	パトゥムタニ	432	チョンブリー	225
2	ラヨーン	544	アユタヤ	395	アユタヤ	188
3	アユタヤ	444	バンコク	164	ラヨン	177
4	サムットプラカン	228	ランブン	144	サムットプラカン	69
5	チャチュオンサオ	204	チョンブリ	139	パトゥムタニ	62
6	パトゥムタニ	191	サムットプラカン	105	チャチュオンサオ	56
7	プラチンブリ	163	チャチュオンサオ	99	プラチンブリ	43
8	ナコンラチャシマ	116	ロップリ	70	バンコク	36
9	バンコク	59	ラヨン	58	ナコンラチャシマ	29
10	サラブリ	53	プラチンブリ	43	サラブリ	12
11	ランブン	48	ナコンラチャシマ	39	サムットサコン	10
12	サムットサコーン	11	サラブリー	19	ランブーン	10
13	コーンケーン	7	ノンタブリー	12	ロップリー	8
14	ソクラー	6	サムットサコーン	11	ナコンパトム	4
15	ノンタブリー	5	コーンケーン	11	ラーチャブリー	2
	その他	15		34		10
	合計	2,924		1,775		941

(注)網掛けはクラスター政策対象地域、認可投資件数は1973-2014年を対象

(資料)BOI資料より日本総研作成

このことは、日本企業にとって生産性向上のためにクラスター政策が活用できることを示唆している。実際、タイ政府がクラスター政策について日本企業に期待するところは大きいため、クラス

⁵ 投資データの詳細は大泉（2016）を参照。

ター政策の対象地域として日本企業の進出の多い地域を選定したとの想像も働く。いずれにせよ、タイ政府のクラスター政策と日本企業の集積地強化策は共栄関係を築ける可能性がある。

もちろんクラスター政策が効果的に運営されるためには、乗り越えるべき課題は多い。とくに中所得国であるタイは、財政面や人材面での制約が強い。この点について、前述のようにクラスター政策が、それを支える知的基盤産業や物流関連産業への投資も優遇措置の対象としている点は注目される。たとえば、物流インフラの整備は、日本のインフラ輸出の拡大につながる。それを日本企業の今後の活動につながるように設計できれば、国益にもかなうものとなる。

また、日本政府は、アジア地域に対し、今後3年間で4万人もの産業人材育成を実施することを発表しているが（外務省（2015））、これをクラスター政策と連携させることができれば、クラスター政策の人材不足だけでなく、日本企業の人材育成にも効果をもたらそう。

日本企業にとって、タイは海外にあるもうひとつの工業地帯であり、その生産性向上への取り組みが今後の課題であることを考えれば、クラスター政策の活用方法を検討すべきであろう。とくに、タイにR&D機能を移転しようとする企業は、最大限恩恵を得られるよう工夫すべきであろう。

クラスター政策はスタートしたばかりであり、対象産業や優遇措置、その適用条件は確定的でない箇所もある。したがって、クラスター政策を日本企業にとっても使い勝手の良いものにするためには、日本の官民とタイ政府の継続的な対話が重要となる。

参考資料

1. 大泉啓一郎（2014）「タイ・プラユット暫定政権の経済政策の行方」日本総研『環太平洋ビジネス情報RIM』2014 Vol. 14 No. 55
2. 大泉啓一郎（2016）「タイに集積する日本企業 -海外にあるもう一つの工業地帯-」日本総研『Research Focus』No. 2015-043
3. 外務省（2015）「産業人材育成協力イニシアティブ～アジアとともに成長するために」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112832.pdf> 2016年2月16日アクセス)
4. 末廣昭（2009）『タイ 中進国の模索』岩波新書
5. BOI（タイ投資委員会）（2015a）『クラスター政策で躍進するタイ』（http://www.boi.go.th/upload/content/BOI-brochure-cluster%20area-JP-20151116_88703.pdf、2016年1月13日アクセス)
6. BOI（2015b）*New Investment Promotion Measures*（BOI ヒルンヤ氏 2015年11月23日プレゼンテーション資料）
7. Ministry of Industry（2015）*Thailand Moving Ahead with Cluster Development*（タイ工業省アチャカ氏 2015年11月23日プレゼンテーション資料）
8. NESDB（2015）*การพัฒนาเพื่ออนาคต ประเทศไทย*（「タイの未来に向けた発展」NESDB アーコム長官 2015年9月プレゼンテーション資料）
9. World Bank（2007）*An East Asia Renaissance*